

第 18 回総会 令和 6 年 11 月 27 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、11 月の業務報告をいたします。

報告、業務報告

局 長 今回は、農地改良届出が 1 件提出されていますので報告します。

土地の所在：大字三納字〇〇番外 2 筆、地目：台帳・現況ともに田、面積 1,295 m²、所有者及び申請者：大字三納〇〇番地の〇〇。改良の理由等につきましては、現地確認されています地元委員の〇〇委員に報告をお願いします。

7 番 農地改良届の 1 番について報告します。申請人は三納地区〇〇集落に住む 〇〇さんで、申請地は〇〇向かい側にある 3 筆です。申請地は天水のため水が取れず、水はけも悪いということで、1 m 程嵩上げを行います。これまでは W C S を作付けされていましたがうまく育たなかったため、改良後は飼料作物を作付けするとのことです。現地を確認しましたので報告致します。

局 長 また、相続届出 5 件、使用貸借合意解約 7 件、賃貸借合意解約 5 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局 長 これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から令和 6 年度第 18 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員 14 名 推進委員 14 名、合計 28 名の出席であります。

本日の議案件数であります、5 件を提案しております。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。9 番 〇〇委員、24 番 〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 91 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いた

します。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 91 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、議案書
1 ページの通り申請件数は 1 件であります。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

1 番 今回は 17 番 ○○委員と私(1 番 ○○委員)が会長の命を受けまして、
11 月 20 日、午前 9 時 15 分より、清係長と申請書の審査等を実施した後、
鎌田事務局長同行のもと、農地法第 4 条 1 件、非農地証明 2 件の現地調査を
行いました。尚、非農地証明調査には、8 番 ○○委員、18 番 ○○委員に
も同行いただきました。順次報告しますので、皆さまのご審議をよろしく願
いいたします。

17 番 1 番について説明します。申請地は三納地区の○○集落で、○○から北へ
約 150m 登ったところにある農地です。この申請地は転用許可がないまま平
成 13 年頃から農業用倉庫として使用していたもので、違反転用を是正し、新
たに農業用倉庫を建築するための申請です。この案件は既に転用されており、
始末書が添付されていますのでご参照ください。雨水は自然浸透及び南側の
市道側溝へ排水します。申請地は農地の繋がりが 10ha 未満の第 2 種農地と
なります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。調査員一同、許可やむ
なしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 92 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 92 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 2～3 ページの通り、申請件数は 7 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等がある場合は、担当者が報告いたします。

議 長 1 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

21 番 1 番を説明します。都於郡地区の渡人から、東米良地区〇〇集落に住む後継者への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇から西へ約 300m 川沿いへ進んだところにある農地です。受人は〇〇の〇〇であり、10 年前から〇〇集落でゆず畑の〇〇をやっておりますので問題ないと思います。現地にはゆずが既に作付されており、維持管理されていくことを確認しています。農機具は一式揃っており、周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 2 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

1 番 2 番を説明します。穂北地区〇〇集落の渡人から、茶臼原地区に住む受人への贈与による所有権移転となります。渡人と受人は他人ですが、昔からの知り合いであり、贈与することになったとのこと。申請地は〇〇から南東へ約 500m のところにある農地です。受人は茶臼原地区で甘藷、大根、ジャガイモを 150a を作付されております。現地には甘藷、ジャガイモを作付予定で農地として活用されていくことを確認しています。農機具はトラクター7台、ホイルローダー1台、軽トラ2台を所有しており、農業に必要な機械は一式揃っております。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明がありました 2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 3 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

26 番 3 番を説明します。都城市の渡人から、三納地区〇〇集落の受人への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇集落から東へ約 1km のところにある農地です。受人は三納地区を中心に水稻を 20ha 作付されております。現地には水稻を作付予定で農地として活用されていくことを確認しています。農機具はトラクター 5 台、田植機 2 台、軽トラ 3 台を所有しており、農業に必要な機械は一式揃っております。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 説明がありました 3 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に 4 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

7 番 4 番を説明します。三納地区〇〇集落の〇〇さんから、三納地区〇〇集落の〇〇さんへの贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇そばにある農地です。受人は水稻、オクラを 370a 作付されております。現地にはパパイヤを作付予定で農地として活用されていくことを確認しています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は総額〇〇万円、10a 当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました 4 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手
願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 5 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

11 番 5 番を説明します。愛知県の渡人から、三財地区〇〇集落の受人への贈与による所有権移転となります。受人が〇〇集落に住む親より相続を受けた農地ですが、遠方に住むため今後管理ができないということで相談を受けていた案件です。申請地は〇〇から東へ約 20m のところにある農地です。受人は〇〇の後継者で、WC S 60a を作付されております。その他の事業として受託作業をされており、田植え、稲刈り、甘藷の収穫と幅広く行っています。現地には水稻を作付予定で農地として活用されていくことを確認しています。農機具はトラクター 4 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、4t トラック 1 台、3t トラック 1 台、軽トラ 2 台を所有しており、農業に必要な機械は一式揃っております。周辺も水田であり作物への影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明がありました 5 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手
願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 6 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

30 番 6 番を説明します。宮崎市の渡人から、妻地区の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から南西へ約 1km のところにある農地です。受人は都於郡地区で水稻を含め全体で 1ha を作付されております。現地には大根を作付予定で農地として活用されていくことを確認しています。農業に必要な機械は一式揃っております。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は総額〇〇万円、10a 当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました 6 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 7 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

30 番 7 番を説明します。都於郡地区〇〇集落の渡人から、妻地区の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から南西へ約 1km のところにあ

る農地です。受人は都於郡地区で水稻を含め全体で1haを作付されております。現地には大根を作付予定で農地として活用されていくことを確認しています。農業に必要な機械は一式揃っております。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は総額〇〇万円、10a 当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました 7 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 93 号農業経営基盤強化促進法^{ふそく}附則第 5 条の規定による承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 93 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による承認につきまして、説明します。全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 6 年 12 月 5 日を予定しております。所有権移転分として、議案書 4～5 ページのとおり 3 件であ

ります。

議 長 説明がありました 1～3 番について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 94 号農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 94 号農用地利用集積等促進計画の承認について、議案書 6～24 ページのとおり 29 件であります。

尚、全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、県が一括して行うこととなっております。

議 長 説明のありました 29 件の議案のうち、7 番、21 番、22 番は〇〇委員が渡人、受人に関する案件及び渡人の案件、13 番は〇〇委員が受人に関する案件、16 番は〇〇委員が受人の案件でありますので、7 番、13 番、16 番、21 番、22 番を除く 24 件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に、申請番号 7 番、21 番、22 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは、7 番、21 番、22 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に、申請番号 13 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは 13 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に、申請番号 16 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは 16 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 95 交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 95 明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。今回の非農地証明交付申請は、議案書 25 ページの通り 2 件であります。

議 長 1 番について地元委員の説明を求めます。

8 番 1 番について説明します。申請地は三納地区の〇〇集落にある農地です。

今回の申請は申請人が所有している農地であります、農地法施行以前から建物が建っており、農地以外の土地であることから非農地判断事由 1 に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 次に 2 番について地元委員の説明を求めます。

18 番 2 番について説明します。申請地は都於郡地区で小字が〇〇の農地は〇〇集落、小字が〇〇の農地は〇〇集落にあります。今回の申請は申請人が所有している農地であります、10 年以上耕作されておらず、将来的にも使用することが困難な農地であることから非農地判断事由 4 に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 暫時休憩。

議 長 ただ今から協議会とします。

協 議 会

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 40 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

9 番 _____

24 番 _____